

事業が完了後に交付決定通知(昭40.3.4.)を行なっている位置は妥当でない。補助事業は特例の定めがある場合は補助決定通知(昭40.3.4.)後に事業着手したことである。交付決定通知は原則に行なわれる。(1) 田畠転換事業の交付申請書は補助事業費の貸付基準となる事業の記載がなく、事業項目の欄別のみで、これを基として補助金の交付決定通知を行なっている措置は妥当でない。交付申請書には事業額を数量的、具体的に記載すべきである。

なお、核算払戻を行なわないで、補助金の額を交付をしていることと、益國が上りに復命する検査結果等を事業主体に送付することで検査結果通知に換えている措置は妥当でない。

(4) 墓地改修事業

ア 舟古山高滝牧野組合外3事業主体が施工した墓地造成39ha、墳墓物設置6ha、松木施設6haの事業費7,754,332円に対し補助金4,236,900円を交付していたが、補助金交付申請書に設計書、図面等が提出されず、事業内容不明確のまま補助金の交付決定通知をしていることは妥当でない。

なお、該事業の検査結果通知は「検査報告書」のもの送付をもつて行なわれているが適当でない。

イ 丹金町野原に施工した墓地事業(30ha、事業費5,085千、補助金2,990,700円)のうち播種が遅延(延期承認)し、40年度に実施しているが、県の完了検査は40年3月31日に実施していた。播種事業費は補助金交付の対象外としているためはあろうが、播種を含めて一連の補助事業として収扱っていることは上記のとおり延期承認のないよう配慮されたい。

(9) 団体営土地改良事業で、関金町佐野に施工したなんぶい排水工事(事業費408千円)については、39年5月20日に予算割当内示を行ない、事業主体から6月22日付の補助金の交付申請が提出されているが、申請時点に該事業は既に完了している。内示前ににおいて補助事業は着手することは適当でない。補助金等補正化法の関係もあり、事業の指導に歴然を期されない。

(10) 農地集団化事業(第1年度)(3事業主体の事業費233,120円、補助金186,200円)の実施に当り、補助金交付申請書には集団化の面積、事業費説明の記載のみ事業内容が不十分である。第1年度に行なうべき事業内容、経費の配分等を明確にした申請書とするよう事業主体を指導されたい。また、該事業の完了検査が完了届以前に執行されている処置は当を得ない。

00 経営合理化を推進するために、モデル林業8戸を選定し、個別経営計画の作成と実行を指導していたが、モデル林家に支払いされた賃金。(1戸当たり3,600円)の算出基礎に明確を欠く面がある。主旨当初は支給方法について検討されたい。

5 財産について

(1) 旧羽合用水改良事業所(木造瓦葺平屋建85.12m²)の建物のうち23.1m²を監査日現在島取県農業共済共済組合連合会に使用許可(40.4.1~41.3.1)しているが、用途の廃止されたものについては、規制の定めどおりにしたがつて、新定の手続きを行なうべきである。

(2) 北条畠地かんがい受託事業により取得した物件の記録が無く、事業完了に伴うこれらの処理が不明である。主旨当初は取替物件の措置に通報のないよう配慮されたい。

請を行なっていることからして明らかで年度内、播種完了を前提としているものと見いだされ、完了検査は種用完了後に行なわなくてよいである。また、母法による耕種のための実測は行なわれていない。完了検査に当つては実測すべきものと考える。

(13) 田畠転換事業の交付申請書は補助事業費の貸付基準となる事業の記載がなく、事業項目の欄別のみで、これを基として補助金の交付決定通知を行なっている措置は妥当でない。交付申請書には事業額を数量的、具体的に記載すべきである。

なお、核算払戻を行なわないで、補助金の額を交付をしていることと、益國が上りに復命する検査結果等を事業主体に送付することで検査結果通知に換えている措置は妥当でない。

(14) 農地耕作機械導入のため、最小は8ヶ所(80a)を一耕農家に委託設置していたが、最小はの表記について委託事業に何らの定めが無く、従つて表示も行なわれず、表示は設置の意義に乏しい。善処されたい。

(15) 農業近代化資金利子補給事業による資金の貸付承認後の借入状況等を事業主体について調査し補給条件に違反する相当件数について利子補給を打切つているが、これらのうち、38年7月1に借入れた資金を利子償還に充当したため、40年1月1日以降利子補給を打切つているものがあるが、当初から打切るべきものと認められる。検討し善処されたい。

(16) しげだけ農地の整備化、組合機具の合理化を図るため、3事業主体の機械施設設備の事業費786千円に対し補助金260,800円を交付しているが、補助金の額の確定を行なわないので、39年3月12日精算払としていたことは適正でない。核算払の方法により処理すべきである。

(17) 鹿林町吉田防除事業で、まついい虫立木駆除(80ha)まついい虫立木駆除(450a)の事業費190,049円に対し補助金145,649円を精算精算払により交付していたが、核算払とすべきである。また、伐採跡地の駆除については、事業の全額が劣害費で、その殆んどが自家勞働であるが、劣害費の単価について何らの定めも行なわれていない。主旨当初は劣害費の単価、並定基準を設けることにつき検討のことがある。

1 予算執行について
39年度末における一般会計、特別会計収支の状況は次のとおりである。

(1) 一般会計
収入

| 科 目 | 固 定 額 | 収 入 清 額 | 収 入 未 清 額 |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 使用料及び手数料 | 2,262,764 | 2,262,764 | |
| 財 産 収 入 | 21,616 | 21,616 | |
| 寄 費 収 入 | 1,008,100 | 1,008,100 | |
| 総 収 入 | 76,257 | 76,257 | |
| 計 | 3,368,727 | 3,368,727 | |

支出

| 科 目 | 予 算 額 | 支 出 額 | 残 額 |
|-------|-------------|-------------|-----|
| 総 支 費 | 1,403,773 | 1,403,773 | |
| 農 業 費 | 127,690,652 | 127,690,652 | |
| 畜 畜 費 | 13,040,543 | 13,040,543 | |
| 其 他 費 | 101,379,569 | 101,379,569 | |

| | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|--|
| 1 賃貸業 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 2 水道事業者 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 3 その他 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 4 補助事業等の執行について | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| (1) 駐車場改修事業で、名和町門前地区に事業費1,989千円で施工した製鋼共同防除施設一式並びに岡町新渡邊地区に事業費1,069千円で施工した製鋼共同防除施設（1棟151.04m ² ）は、補助金交付申請書提出設計書にコンクリート工事、切土、の基準申請の作成がない。補助金の交付決定とも関連し、明確な基準申請により設計書を作成させるとともに、設計書の審査は厳格を期されたい。 | | | |
| (2) 特別会計 支出 | 11,740,000 | 11,740,000 | 11,740,000 |
| 1 賃貸改修資金 貸付事業費 | 65,000 | 65,000 | 65,000 |
| 2 中和木材事業 造林事業費 | 11,172,633 | 11,172,633 | 11,172,633 |
| 3 保育事業費 公有林野分収事業 | 5,455,592 | 5,455,592 | 5,455,592 |
| 4 賃貸金庫内事業 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |
| 5 39年度の主な事業は次のとおりである。 | | | |
| 補助金関係 | | | |
| 事業名 事業費 補助額 備考 | | | |
| 賃貸構造改修事業 （内訳） （名和） | 47,500,000 21,224,000 | 31,956,000 13,892,000 | 区画整理64.15ha トータル4.45ha 製鋼造成2ヶ所25.06ha 防除施設 1棟スピーデスマレヤー177m 風景近代化資金利子補給 12,164,424円 |
| 賃貸金庫内事業 | 16,797,449 | 天災賃貸利子補給 4,633,025円 | |

| | | | |
|---|------------|------------|------------|
| 1 賃貸業 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 2 水道事業者 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 3 その他 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 4 補助事業等の執行について | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| (1) 駐車場改修事業で、名和町門前地区に事業費1,989千円で施工した製鋼共同防除施設一式並びに岡町新渡邊地区に事業費1,069千円で施工した製鋼共同防除施設（1棟151.04m ² ）は、補助金交付申請書提出設計書にコンクリート工事、切土、の基準申請の作成がない。補助金の交付決定とも関連し、明確な基準申請により設計書を作成させるとともに、設計書の審査は厳格を期されたい。 | | | |
| (2) 特別会計 支出 | 11,740,000 | 11,740,000 | 11,740,000 |
| 1 賃貸改修資金 貸付事業費 | 65,000 | 65,000 | 65,000 |
| 2 中和木材事業 造林事業費 | 11,172,633 | 11,172,633 | 11,172,633 |
| 3 保育事業費 公有林野分収事業 | 5,455,592 | 5,455,592 | 5,455,592 |
| 4 賃貸金庫内事業 | 11,000 | 11,000 | 11,000 |

| | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|
| 1 賃貸業 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 2 水道事業者 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 3 その他 | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| 4 補助事業等の執行について | 1,740,000 | 1,740,000 | 1,740,000 |
| (1) 駐車場改修事業で、名和町門前地区に事業費1,989千円で施工した製鋼共同防除施設一式並びに岡町新渡邊地区に事業費1,069千円で施工した製鋼共同防除施設（1棟151.04m ² ）は、補助金交付申請書提出設計書にコンクリート工事、切土、の基準申請の作成がない。補助金の交付決定とも関連し、明確な基準申請により設計書を作成させるとともに、設計書の審査は厳格を期されたい。 | | | |
| (2) 中山間地域機械化実験農場設置事業で、米、麦畑地の機械化一貫作業体系を確立するため、施肥播種機6台、刈取機3台、全自動刈草機2台（購入経費413,800円）を物品事業収穫機別第2条に規定する事務手続と並びに同規則第23条に規定する知事の承認のないまま補助事業主体に貸付している措置は適正でない。規定する手續を行なわなければ。 | | | |
| (3) 天災賃貸利子補給事業で、10事業主体に対し、当初4,668,018円の補助金交付決定通知を行なった後、補助対象額及びその補助額の変更があるにもかかわらず、該補助金の変更交付申請書未提出、かつ、更文交付決定通知を行なわないとまじめ記した額の補助金4,633,025円を交付している処置は適正でない。 | | | |
| (4) 田畠整備促進事業（単集）に係る補助金の交付決定通知が年度末の3月27日で着しく遅延している。早期に交付決定を行ない、該事業の促進を図る措置が必要である。 | | | |
| (5) れんげ原園事業に係る交付決定通知に補助条件が附されていない。補助事業が適正かつ効果的に行われるためには、少なくとも「補助金等適正化法」第7条1項に規定する事項等を補助条件に附すべきである。また、該交付決定通知が著しく遅延しているので、前記同様措定されたい。 | | | |
| (6) 開拓農業合意事業で、開拓農業合意事業所（2ヶ所）に対し補助金272千円を交付していたが、事業完了に伴う賃貸料実績されていない。補助事業にかかる検査を執行し、事業実績の確認を行なうべ | | | |

きである。なお、該申請書には事業費の支拂ひなし、従つてその内訳は不明確なものであつた。申請内容の審査は既述に附されており、

(7) 損害賠償性土壤改良事業で、土壤改良資材（底力パラメトリ、砂砾）、
25t、検定値14.8t）の導入費に対し補助金2,222,364円（金額略）を
交付していたが、現物の到着が遅れ（39年度8月26日～11月25日）使
用が翌年に至つているものがあり、貨物の検査も組合の仕事、出荷案

内などにより行なわれ、現物並びに使用の確認は行なわれていない。
人件については製の出荷時期と組合しないよう措置することが必要
であり、使用実績をは探し事業の効率的執行に努められたい。

(8) 林業整備の促進を図るために、事業費1,200千円に対し補助金800千円
に交付し、林業機械（集材機1台、自動鋸2台、刈払機2台）を導入
しているが、補助金等の交付台帳が作成されていない。補助金の交付
決定より、補助事業により取得した財産の処分の制限が附されている
ことからして、台帳を纏めて登記すべきである。

(9) 貧困治山事業で、大山町豊羽に施工した工事（深積運岸工延長11m、
山腹林盤工延長15m）の現地監査をしたところ、山腹林盤部分にクク
ツクを生じている箇所があった。これは施工した施設の上段に個人が
同面積程度の野面石積を行なつており、この圧力によることが一因と
想されるので、現状調査の要がある。なお、治山事業の施工により
施設されたものは、「島根治山事業施行規則」により該土地所有者
に帰属し、県は土地所有者に施設の保護管理等5項目を義務付けてい
るが、県が施行した施設に影響を及ぼす工作物を土地所有者が施工す
るおそれのある場合は、同規則第6条2項により書面で指示すべきも
のと想料されるので検討されたい。

（第三種農業機械販賣公司） 昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県取扱公報（号外）第5号（第三種農業機械販賣公司）

（10）通体管橋走らんない及び同様水渠渠で、電動機、受用機、ポンプ配

管機、モーター、カーブ等を整備しているが、補助金にて付り一定通渠に当
り、事業主体が補助事業によつて取得したこれらの施設物件に係る
引継ぎの効率の制限）に関する補助条件が附されていなかつた。補助
金交付の目的、当該財産の耐用年数（大農省令50号昭和26.5.31）等
を勘案して条件を附すべきである。

（11）農道整備事業（事業費14,670千円）に対する補助金4,
428千円を年度内に概算交付できるにもかかわらず、年度終了後に（昭
40.5.27）概算払（交付）している範囲は適正でない。概算払は必ず
年度内に交付すべきものがあるので留意されたい。

なお、検査結果通知並びに額の確定通知が未発行であったので早期
に処理されたい。

（12）大山町郊における農道整備事業（事業費2,375千円、補助金707.100
円延長371.5m、幅員3m）の現地監査をしたところ、段丘帶、陝面
と相連する部分があり、これに対する更な手続も執られていない。
これは該工事が遅延し年度内に完了せず、完成前に完成検査を行なつ
て後において調査工事との關係で変更の必要が生じたためと考えられ
る。

る。早期竣工、施工事との関連性、予算の超過手續等に留意されたい。
（14）半農治山事業の工事入札に当り、他の工事の委任状をもつて入札
を行なわせている者、あるいは、予定價格に至らないため、再入札を
行なわないので直ちに示談により随意契約しているもの等がある。入札並
びに契約は厳正に行なわねたい。

（15）中山町羽田井における県行造林新幹事業（10ha）の設計に当り、地
域代表人夫々780人計上してこの現地輸送に要する自動車は6台（1
台13人）を必要とするにとかかわらず、36台分（468人）しか見込まれ
れておらず、312人の輸送方法が不明確であった。

また、競争入札に使用するバイアハウス1棟を県から交付を受けてい
たが、保管証換の手続きが未了であつた。

鳥取地方農林試験場 昭和40年8月24日～25日監査
監査委員 浜 田 庄 二 平 岡 伸
岡 小 谷 博 高 伸
岡 新 見 伸

1 予算執行について

39年度末における一般会計、特別会計の収支状況は次のとおりである。

（1）一般会計

収入

| 科 目 | 予算合計額 | 支 出 額 | 残 額 | |
|----------------|-------------|-------------|-----|-----|
| | | | 預 金 | 現 金 |
| 1 収支差異資金 | 1,028,043 | 1,028,043 | 0 | 0 |
| 2 畜産体験費 | 96,267,489 | 96,267,489 | 0 | 0 |
| 農 地 費 | 6,663,019 | 6,663,019 | 0 | 0 |
| 農 地 費 | 23,172,583 | 23,172,583 | 0 | 0 |
| 林 葉 費 | 57,660,491 | 57,660,491 | 0 | 0 |
| 災 害 救 援 費 | 18,419,090 | 18,419,090 | 0 | 0 |
| 計 | 183,210,715 | 183,210,715 | 0 | 0 |
| （2）特別会計 | | | | |
| 科 目 | 予算合計額 | 支 出 額 | 残 額 | |
| 1 収支差異資金 | 28,000 | 28,000 | 0 | |
| 2 畜産体験費 | 12,218,050 | 12,218,050 | 0 | |
| 畜 畜 費 | 1,059,638 | 1,059,638 | 0 | |
| 造林事業費 | 6,150,116 | 6,150,116 | 0 | |

昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県取扱公報（号外）第5号（第三種農業機械販賣公司）

(2) 田畠輪換保育対策事業、果樹園經營改善事業、渠化工事は、施設が完成し40年4月28日完了している。また、利用施設は原則として事業完了の翌年度以降6ヶ月は管理するよう定めているが、これらの土地は共有地であり、土地使用についての定めが必要であるので、補助金交付決定までにこの確認を行なうべきである。

なお、上記事業は補助金交付の内が前(内示39.7.25第39.5.15)に着手されているが適当でない。主管当局は事業が定期的に実施できるよう努められたい。

(3) 田畠輪換保育対策事業、渠化工事は、渠化工事として事業完了の翌年度以降6ヶ月は管理するよう定めているが、これらの土地は共有地であり、土地使用についての定めが必要であるので、補助金交付決定までにこの確認を行なうべきである。

なお、れんげ採種事業にかかる補助金交付決定に当り、補助条件が附されていない。少なくとも「補助金等適正化法」第7条に規定する補助条件を附すべきである。

(3) 果樹園經營改善事業で、灌水施設設置(岩美町木田地区)の事業費3,010千円に対する補助金850千円の交付決定通知には、補助金の交付対象及び範囲並びに適用期限、事業内容及び経費の配分変更手続等、補助条件を附していない。交付決定通知に当つては、補助事

ととしているが、岩美町西川に施工した事業は、施肥、播種が遅延し40年4月28日完了している。また、利用施設は原則として事業完了の翌年度以降6ヶ月は管理するよう定めているが、これらの土地は共有地であり、土地使用についての定めが必要であるので、補助金交付決定までにこの確認を行なうべきである。

なお、上記事業は補助金交付の内が前(内示39.7.25第39.5.15)に着手されているが適当でない。主管当局は事業が定期的に実施できるよう努められたい。

(2) 田畠輪換保育対策事業、渠化工事は、渠化工事として事業完了の翌年度以降6ヶ月は管理するよう定めているが、これらの土地は共有地であり、土地使用についての定めが必要であるので、補助金交付決定までにこの確認を行なうべきである。

なお、れんげ採種事業にかかる補助金交付決定に当り、補助条件が附されていない。少なくとも「補助金等適正化法」第7条に規定する補助条件を附すべきである。

(3) 果樹園經營改善事業で、灌水施設設置(岩美町木田地区)の事業費3,010千円に対する補助金850千円の交付決定通知には、補助

| 事業名 | 補助事業 | 補助額 | 備 |
|------------------|------------|------------|--|
| 農業近代化資金 貸付 | 33,558,000 | 33,558,000 | 農業管理所1戸(18m ²) なし 諸況 利子補給事業 |
| 個人賃貸事業 | 5,528,000 | 2,215,000 | かんがい排水3ヶ所19.753m |
| 個人賃貸事業 | 6,477,000 | 1,943,000 | 渠道整備2ヶ所2.295.5m |
| 個人賃貸事業 | 10,055,000 | 4,515,000 | 渠道整備3ヶ所21.364m |
| 39年度災害復旧 補助事業 | 7,726,000 | 6,105,425 | 渠地1ヶ所 水路9ヶ所 施工工5 ヶ所 |
| 39年度災害復旧 補助事業 | 5,942,000 | 4,909,484 | 造林3ヶ所 水路1ヶ所 |
| 林道事業 | 28,610,166 | 11,443,264 | 造林454.99ha |
| 林道事業 | 8,110,000 | 4,440,500 | 造林43.2ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

| 事業名 | I事業 | 備 |
|--------|------------|--|
| （一社）山野 | 45,579,571 | 新規地4.11haの山野上、谷止上開拓工事、 （中見山） 1.42ha 山野上整地工事 |
| （保育） | 4,519,000 | 新規面積90.08ha |

これる場合には支給しないこととなつてゐるが、支給されたもののが
助成内容を附載すると、これらの日数が割増を要する日数のことをいふ。以
上となつてゐると認められるものが記載せられた。勘所監査を検討す
ることともに、着手当の適正支給に留意されたい。

なお、普及活動の状況を普及員手帳等に詳細に記録登録させること
に配慮されたい。

(2) 県森林保育事業費より原有林管理人に対して報酬を支給しているが、
管理人が会議に出席した日数はほとんど報酬支給の対象外としている
事は妥当でない。支給するようにされたい。

2 総助事業の執行について

(1) 近畿、農業構造改善事業、農山魚村同和対策事業、その他において、
結果物等構造物に対して補助を行なう事例が多いが、これらの設計指
導、設計書の審査、工事の検査を行い得る技術者は別に配置されてい
ない。従つて補助事業者より提出の設計書をそのまま認めて補助決定
しているものが多く、監査委員の実地監査に当つて不適な点が目立つ
ている。被監査主管課の技術援助を制度化することにつき配慮されたい。

(2) 総助災害復旧事業の施設工事の執行を承認し「事が完了した場合、
翌年度以降において事業主体から提出する補助金交付申請書に、施設
工事承認の欄に既に提出済の事業計画書、全体計画の概要書を更に添
付させているが、この取扱いを廃止し事務の簡素化を図ることにつき
担当局は検討されたい。

(3) 多くの局において、災害復旧総助事業施設工事承認の際、当該年度
事業財源に県補助金を計上ししているものを無条件で認めていたが、
地方自治法第214条との関係において検討の要がある。

規定に従い文書により施行書(事業者)に指示して請書を繳し、指示
事項に対する責任の所在を明らかにされたい。

(3) 総助災害復旧事業の工事賃貸、事業賃貸の検査に當り、事業の施工
期間には關係なく、工事終了後において支出負担行為を行なつたもの
についても当該年度中であれば補助対象額として認めているが、この
取扱いには検討を要する。

(4) 地籍調査補助事業の検査執行を本府主管課が行なつてゐるが、「地
方農林振興局農事務委任等に関する規則」に基づく通達(昭和37.9.2
1)により、この検査権限は振興局長に委任されているので留意され
たい。該検査執行(技術)に當り、もし要すれば、振興局長より本府
に検査員の任命を依頼して実施すべきである。(鳥取、米子、島吉)
なお、検査結果通知が行なわれていないので早期に通知されたい。
(糸子)

(5) 「鳥取県農林土木工事検査規程」によつて本府検査課が検査を執行
している農業構造改善事業、林道開設事業、農道整備及び土地改良事
業等の検査結果通知(鳥取県補助金等交付規則第16条の規定によるも
の)を殆どは知事名で本府から直接補助事業主体に対して行なつてい
るが、なかには、本府からの検査結果通知は局に保管し、別途より
補助事業主体へ通知している例もある(日野、小規模草地改良事業)。
これらの補助事業は「地方農林振興局農事務委任等に関する規則」に
より、振興局長が委任を受けて補助金交付決定をしているものである
ので一連の事務の流れとして、検査結果通知は振興局を通じて行な
うように統一することが適当と考えられる。なお、同一市町村が実施
する農業構造改善事業の検査結果通知を事業種目毎に別々に行なつて

いるが、上記と調査して一本化した通知を行なうことが適當である。

4 委託事業の執行について

(1) 総助事業補助基準実地監査花事業、なたね生産改善特別指導監査
委託事業、わさび育苗園、飼料作物展示園、ビーマン技術指導園等委託
事業、渠たばこ栽培高度利用試験委託等の実施に當つて次の点に留意さ
れたい。

(1) 委託設計(計画)が作成されておらず、従つて委託内容が受託者に
明示されていないものが多いこと。

(2) 委託期間を單一的に4月1日から翌年の3月31日までとし、作期等
が考慮されていないものがあること。

(3) 損害補償等特約事項について検討すること。

(4) 委託事業により生産若くは収穫した條件の廃棄率を明定すること。

(5) 委託事業による生産物を受託者が販売する場合、必要に応じての価
格決定について約定すること。

5 農業土木事業に関する県の規制について

土地改良事業等を行なうものに対し、局が実地調査及び測量設計を行
なつて援助しているが、「土地改良事業実助規程」第3条及び第7条に
規定する補助申請書の提出は皆無である。地方公務員法(第55条)の範
囲もあり、正当な手続きの後援助を行なうべきである。

なお、上記技術援助の在り方は、外郭的圓滑である県土地改良事業团
体連合会との關係において不合理な面を生じてゐるので、主旨部局にお
いて根本的に検討を要されたい。

6 沿山事業の施行について

事業運営規程の定めるところにより、その土地の所有者に贈与するが引渡しについては何らの手続も行なわれていない。開発権は該土作物等の管理を土地所有者に義務付けている關係からして、土地引渡しを書面により行なうよう検討されたい。(名山)

(2) 小規模沿山事業の中には設計監視があまりにも簡便で、実地、切磋琢磨された。 (鳥取、米子)

の上研計算設計法の基礎の不明なのがあった。機関の基礎を明確にするよう留意されたい。(八頭、馬鹿)
木材業者及び製材業者の立場について

これらの業務を鳥取、米子、倉吉各機関の例で見るに、39年度中の更新登録件数（鳥取122件、米子148件、倉吉153件）中有効期限を3ヶ月以内にないて更新せられたものが鳥取12件、米子78件、倉吉12件である。

本報道に、月次課において更新登録をしたもののが、馬鹿1件、木子1件、鳥井37件もあり、これらの中には、10月以降において更新登録を認めたものが馬鹿2件、木子69件、鳥井32件に及んでいる。このほかに無登録者も認められ、登録実勢は適正に処理されていない。条例で定める期日までに申請処理を行なうよう階段の配意をされたい。

當設計圖及び活動實施計劃に基づく指導経過記録、問題事例の分析整理が十分でなく、とくに個別就業計画樹立後の体操指導は専門的で、かつ普及及員の活動記録が未整備の状況にあつた。

1 210-112

תְּהִלָּה / תְּהִלָּה

(昭和39年度にかかる収支の状況は次のとおりである。

(II) 収入

(単位 円)

| 科 目 | 所 別 | 固 定 額 | 収 入 準 備 | 不 満 額 | 収 入 領 用 | 備 考 |
|--------------|-----|---------------|---------------|----------------------|-----------|--------------|
| 貯 税 | 東部 | 807,073,199 | 799,012,962 | 949,436 | 7,110,801 | |
| | 中部 | 520,428,133 | 516,663,841 | 157,546 | 3,607,086 | 過誤額 3,441 |
| | 西部 | 700,327,245 | 683,022,082 | 720,310,16,586,454 | | 過誤額 1,602 |
| | 計 | 1,827,828,577 | 1,798,698,885 | 1,827,292,27,304,341 | | 1,946 |
| 被用料及 び手数料 | 東部 | 250 | 250 | 0 | 0 | |
| | 中部 | 2,200 | 2,200 | 0 | 0 | |
| | 西部 | 58,480 | 58,480 | 0 | 0 | |
| | 計 | 60,930 | 60,930 | 0 | 0 | |
| 財産収入 | 東部 | 2,500 | 2,500 | 0 | 0 | |
| | 中部 | 115,427 | 115,427 | 0 | 0 | |
| | 西部 | 225,865 | 225,865 | 0 | 0 | |
| | 計 | 343,782 | 343,782 | 0 | 0 | |
| 繰 収 入 | 東部 | 13,869,032 | 8,574,494 | 10,857 | 5,283,881 | |
| | 中部 | 4,056,201 | 3,707,582 | 6,110 | 342,509 | |
| | 西部 | 7,589,204 | 6,919,927 | 100,291 | 568,986 | |
| | 計 | 25,514,437 | 19,202,003 | 117,258 | 6,195,176 | |
| | 東部 | 820,944,981 | 807,590,204 | 960,293,12,594,482 | | |

三七

1.883.111.128 1.888.305.800 1.924.330.555.477.311

| | | | | | |
|----|-------------|-------------|---------|-----------|---------------|
| 中馬 | 324,601,961 | 320,489,050 | 163,656 | 3,949,595 | 31,113 341 |
|----|-------------|-------------|---------|-----------|---------------|

100

のとなりであり、各所とも試験機関等機関行政全般にわたり、相当努力されており、おおむね良好と認められた。しかしながらその細部の事項については留意改善を要する事項が見受けられるので、さらに一層の努力をされるよう望む。

八重美び日野地方検査課製の食卓備え付けの銀有機品は、食卓に含めて一括それぞれ銀人及び銀團は組合西部支局日野分会に使用許可しているが、これらの品目、数量等が使用許可書に明示されていない。食卓の使用期間は長期にわたるので、固定物以外の移動可能な機品銀は、食卓の使用許可とは切り離し、「農機品等取扱規則」の規定を適用して対付し、管理の万全を図られたい。

昭和41年3月25日 金曜日 鳥取県公報(号外)第5号

2 税課徴収状況について

(1) 稽査状況

各所別の課税状況は次のとおりであり、前年度に比し、収額では

7,311,252円(東部125,371,332円、中部43,441,702円、西部153,125,

215円)増加(増加率20.2%)している。
また、このうち現年課税分は23.8%増となり、滞納課税分は12.3%

減となっている。

各 所 施 行 並 び に 課 稅 事 況

| 所 別 | 年 度 | 現 年 課 税 分 | 兩 税 課 税 分 | | 所 別 | 年 度 | 現 年 課 税 分 | 兩 税 課 税 分 | |
|-------|-------------------|---------------|-----------|------------|-----|---------------|-----------|------------|---------|
| | | | 金 額 | 構成比 | | | | 金 額 | 構成比 |
| 東 部 | 3 8 | 575,321,347 | 113 | 6,420,517 | 3 9 | 591,701,844 | 100 | 6,420,517 | 100.0 |
| 東 部 | 3 9 | 800,510,578 | 99.2 | 11,562,621 | 0.8 | 807,073,199 | 100.0 | 11,562,621 | 100.0 |
| 東 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 126,289,229 | | 162,104 | | 125,571,333 | | | |
| (純率%) | (188.5) | | | (102.5) | | | | | (118.4) |
| 中 部 | 3 8 | 273,949,559 | 98.9 | 3,034,071 | 1.1 | 276,983,430 | 100.0 | 3,034,071 | 100.0 |
| 中 部 | 3 9 | 317,510,006 | 99.1 | 2,918,127 | 0.9 | 320,428,133 | 100.0 | 2,918,127 | 100.0 |
| 中 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 43,560,647 | | 115,944 | | 43,444,703 | | | |
| (純率%) | (115.9) | | | (96.2) | | | | | (115.7) |
| 西 部 | 3 8 | 545,678,401 | 96.7 | 18,453,628 | 3.3 | 562,132,029 | 100.0 | 18,453,628 | 100.0 |
| 西 部 | 3 9 | 685,345,235 | 97.9 | 14,982,010 | 2.1 | 700,327,245 | 100.0 | 14,982,010 | 100.0 |
| 西 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 141,666,834 | | 3,471,618 | | 138,195,216 | | | |
| (純率%) | (126.1) | | | (81.2) | | | | | (124.6) |
| 合 計 | 3 8 | 1,492,929,109 | 98.2 | 27,688,216 | 1.8 | 1,520,817,325 | 100.0 | 27,688,216 | 100.0 |
| 合 計 | 3 9 | 1,803,565,819 | 98.7 | 34,462,758 | 1.3 | 1,827,828,577 | 100.0 | 34,462,758 | 100.0 |
| 合 計 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 310,436,710 | | 3,425,456 | | 337,011,822 | | | |

(2) 徴収状況

各所別の徵収状況は次表のとおりであり、前年度に比して純額で30

4,980,269円(東部125,067,992円、中部43,043,914円、西部136,868,

363円)増加(増加率20.4%)している。
このうち現年課税分は、20.8%と累税率と同様の比率を示し、
滞納課税分は23.5%の値で、累税率に比し11.2%の値となっている。

各 所 別 の 徵 収 状 況

| 所 別 | 年 度 | 現 年 課 税 分 | 滞 纳 課 税 分 | | 合 | | |
|-------|-------------------|-------------|-----------|-------------|-----|-------------|-------|
| | | | 金 額 | 構成比 | | | |
| 東 部 | 3 8 | 571,787,761 | 99.7 | 2,157,209 | 0.3 | 573,944,970 | 100.0 |
| 東 部 | 3 9 | 796,508,594 | 99.7 | 2,504,568 | 0.3 | 799,012,962 | 100.0 |
| 東 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 124,720,833 | | 347,159 | | 125,067,992 | |
| (純率%) | (118.6) | | | (116.1) | | | |
| 中 部 | 3 8 | 272,608,622 | 99.6 | 1,011,306 | 0.4 | 273,619,927 | 100.0 |
| 中 部 | 3 9 | 315,395,326 | 99.6 | 1,268,515 | 0.4 | 316,663,841 | 100.0 |
| 中 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 42,786,704 | | 257,210 | | 43,043,914 | |
| (純率%) | (115.7) | | | (125.4) | | | |
| 西 部 | 3 8 | 536,515,687 | 98.2 | 9,538,352 | 1.8 | 546,153,719 | 100.0 |
| 西 部 | 3 9 | 677,002,547 | 99.1 | 6,019,535 | 0.9 | 683,022,682 | 100.0 |
| 西 部 | 3 8 年 度 に 比 し 増 減 | 140,486,860 | | △ 3,618,497 | | 156,868,363 | |
| (純率%) | (126.2) | | | (62.5) | | | |

| (1) 納税状況について | | 納 税 内 収 納 率 | | | | | | 納 稲 外 収 納 率 | | | | | | 合 | | | | | |
|--------------|------|-------------|-------|-------|------|------|------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 区 分 | | 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 総 | 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 総 | 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 総 |
| 特 別 免 除 税 | 83.5 | 80.0 | 20.0 | 62.5 | 16.7 | 20.0 | 80.0 | 57.5 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 97.1 | 98.6 | 98.6 | 97.1 | 98.1 | |
| 固 定 質 量 税 | — | — | 100.0 | 100.0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 固 定 的 税 | 6.9 | 14.1 | 5.4 | 7.6 | 93.1 | 85.9 | 94.6 | 92.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 機 油 引 取 税 | 6.9 | 14.1 | 5.4 | 7.6 | 93.1 | 85.9 | 94.6 | 92.4 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| 田 案 ト よ る 税 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 入 住 税 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 社 會 税 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 計 | 48.6 | 50.5 | 52.2 | 50.3 | 50.4 | 48.5 | 45.3 | 48.1 | 99.0 | 98.8 | 97.5 | 98.4 | 99.0 | 97.9 | 99.4 | 97.9 | 99.0 | 98.4 | |
| (事例) 昭和38年度 | 60.7 | 54.5 | 48.3 | 55.1 | 58.9 | 44.7 | 49.8 | 43.9 | 99.6 | 99.2 | 98.1 | 99.0 | 99.6 | 98.6 | 99.6 | 98.6 | 99.6 | 98.6 | |

(1) 個人県民税収納状況

(金額単位 円)

| 区 分 | 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 収納率/100 | | 71.3% | 15.1% | 84.2% | 67.1% |
|---------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|-------|
| | | | | | | 現年課税 | 滞納額 | | | | |
| 固定課税 | 115,892,265 | 48,377,510 | 114,939,450 | 279,209,205 | — | — | — | — | — | — | — |
| 固定課税の総額 | 5,373,475 | 1,309,983 | 7,027,226 | 13,710,685 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 (A) | 121,265,741 | 49,687,493 | 121,966,656 | 292,919,890 | — | — | — | — | — | — | — |
| 現年課税 | 26,286,828 | 40,608,406 | 10,317,216 | 79,212,450 | — | — | — | — | — | — | — |
| 滞納額 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (B) | 28,286,828 | 40,608,406 | 10,317,216 | 79,212,450 | — | — | — | — | — | — | — |
| 滞納額 | 25.3% | 81.7% | 8.5% | 27.0% | — | — | — | — | — | — | — |
| 入 済 | 現年課税 | 84,044,556 | 6,825,376 | 100,329,868 | 191,199,800 | 現年課税 | 3,560,881 | 943,728 | 4,292,546 | 8,796,975 | — |
| 入 済 | 滞納額 | 2,360,012 | 659,191 | 2,375,549 | 5,394,752 | 滞納額 | 1,733,007 | 640,138 | 4,420,843 | 7,801,990 | — |
| 入 済 | 合計 (C) | 86,404,568 | 7,484,567 | 102,705,417 | 196,594,552 | 合計 (D) | 6,293,880 | 1,583,864 | 8,721,189 | 16,598,945 | — |

| 納 税 内 収 納 率 | | 納 稲 外 収 納 率 | | 合 | | |
|-------------|------|-------------|------|------|------|------|
| 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 合 | |
| 普通税 | 55.5 | 57.2 | 61.1 | 57.9 | 43.3 | 41.4 |
| 風 雨 税 | 66.3 | 54.1 | 65.0 | 63.7 | 33.6 | 45.1 |
| 市 墓 税 | 65.7 | 52.1 | 58.8 | 62.1 | 34.2 | 47.0 |
| 人 人 | 66.2 | 50.7 | 58.3 | 62.3 | 33.7 | 48.5 |
| 不動産取得税 | 46.6 | 34.2 | 74.3 | 59.0 | 53.0 | 65.5 |
| 被災施設利用税 | 73.0 | 49.5 | 86.3 | 76.1 | 26.4 | 47.5 |
| 公用飲食等消費税 | 61.9 | 56.4 | 45.9 | 53.7 | 57.4 | 42.6 |
| 自動車税 | 44.2 | 44.4 | 44.4 | 55.7 | 55.0 | 53.5 |
| 其 他 税 | 70.1 | 65.7 | 35.8 | 62.5 | 19.5 | 26.9 |
| 合計 | 55.5 | 57.2 | 61.1 | 57.9 | 43.3 | 41.4 |

| 納 税 内 収 納 率 | | 納 稲 外 収 納 率 | | 合 | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 東 | 南 | 中 | 北 | 西 | 合 |
| 現年課税 | 112,331,384 | 47,433,782 | 110,647,084 | 270,412,250 | — |
| 滞納額 | 2,360,012 | 659,191 | 2,375,549 | 5,394,752 | — |
| 合計 | 114,691,396 | 48,082,973 | 113,022,633 | 275,807,002 | — |
| 収納率/100 | 94.6% | 96.8% | 92.7% | 94.1% | — |

(単位 %)

また、個人の県民税の状況は、次表のとおりで、市町村から県に払い込まれる法定期日(毎月10日)までの収納率は27.0%、法定期日後のものは67.1%、合計94.1%で、前年度に比し0.4%向上しているが他の税目に比し低下である。

い込まれる法定期日(毎月10日)までの収納率は27.0%、法定期日後のものは67.1%、合計94.1%で、前年度に比し0.4%向上しているが他の税目に比し低下である。

| | | | | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------|------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 収入 | 3.9 | 83,547,050 | 83,510,728 | 114,717,186 | 184,526,344 | 3.9 | 32,957,840 | 39,918,622 | 77,791,997 | 197,667,533 | |
| 増減 | | 11,274,282 | 14,740,718 | 16,120,940 | 42,772,114 | 増減 | 3.9 | 114,161,261 | 50,101,167 | 111,529,721 | 275,732,149 |
| 3.8 | 42,511,070 | 25,314,740 | 41,724,510 | 103,635,846 | | 3.8 | 79,857,540 | 39,918,622 | 77,791,997 | 197,667,533 | |
| 販売 | 3.9 | 54,120,550 | 31,426,510 | 53,328,150 | 148,784,114 | 販売 | 3.9 | 114,161,261 | 50,101,167 | 111,529,721 | 275,732,149 |
| 増減 | | 11,655,420 | 5,924,770 | 11,547,140 | 29,152,310 | 増減 | 3.8 | 54,143,421 | 10,182,565 | 33,759,624 | 78,064,610 |
| 自動車税 | | | | | | 収入 | 3.8 | 79,857,540 | 39,918,622 | 77,791,997 | 197,667,533 |
| 収入 | 3.9 | 54,148,950 | 31,165,220 | 52,890,530 | 138,224,707 | 増減 | 3.9 | 114,161,261 | 50,101,167 | 111,529,721 | 275,732,149 |
| 増減 | | 11,650,040 | 5,885,150 | 11,380,063 | 28,915,223 | 増減 | 3.8 | 54,143,421 | 10,182,565 | 33,759,624 | 78,064,610 |
| 固定資産税 | | | | | | 固定資産税 | 3.8 | — | — | — | — |
| 固定 | 3.9 | 2,537,280 | 1,866,490 | 596,200 | 4,999,970 | 固定 | 3.8 | 6,400,517 | 3,034,071 | 18,453,628 | 27,888,216 |
| 増減 | △ | 18,220 | 67,280△ | 670 | 48,400 | 増減 | 3.9 | 6,562,621 | 2,918,127 | 14,982,010 | 24,442,758 |
| 賦課税 | | | | | | 賦課税 | 3.8 | 2,157,209 | 1,011,305 | 9,688,652 | 12,806,546 |
| 固定 | 3.9 | 4,800 | 4,000 | 4,000 | 12,800 | 固定 | 3.9 | 2,504,368 | 1,268,515 | 6,019,535 | 9,792,418 |
| 増減 | | 800△ | 1,600 | 4,000 | 3,200 | 増減 | 3.8 | 347,159 | 257,210△ | 3,618,497 | 3,014,128 |
| 特種免許税 | | | | | | 合計 | 3.8 | 681,701,866 | 276,983,430 | 562,132,029 | 1,520,817,325 |
| 収入 | 3.9 | 4,800 | 4,000 | 4,000 | 12,800 | 増減 | 3.9 | 807,073,193 | 320,428,135 | 700,327,245 | 1,827,828,577 |
| 増減 | | 800△ | 1,600 | 4,000 | 3,200 | 合計 | 3.9 | 125,371,355 | 43,444,708 | 18,195,216 | 307,011,252 |

| |
|--|
| 収金の処理は、關係当面の努力により並排、並列等の方法がどちらか選択がちである。また、この償還金の払込についても、地方税法第42条の規定により納入のあつた月の翌月10日までに県に払い込むことになっているにもかかわらず、この取納状況は前述したとおり、法定納期内のものは27%にすぎず、特に西部地区の市町村については、納人より受領しているにもかかわらず県への払込みが2~3月も遅れている現状である。 |
| これは適法行為であり、また県の資金開始の面よりして、このようないことのないよう市町村の指導を強力に推進する必要がある。 |
| (2)・料金飲食等消費税及び軽油引取税等の実績収支については、相当努力されではいるが、従事職員の数、事務量等の関係もあり、なお、十分ではない。さらに回数を増加し、かつ早期に実施する必要がある。 |
| (3)・収入求済額については前述したとおり、市町村が賦課権する個人の県民税が未収額の60.8%を占めている実情であるので、市町村に対し導向整理方を強く要請されたい。また、県民事務所取扱い分のうち、整理未済額は26.4%を占めており、前年度に比し1,586千円増加(増加率128%)しておる。これが整理につき一層の努力をする必要がある。(中、四部) |
| (4)・前年度指摘した西部県民事務所管内における特定団体に開通した未 |

7 留意事項

(1) 個人県民税にかかる市町村よりの賦課権状況報告及び滞納状況報告が遅延がちである。また、この償還金の払込についても、地方税法

第42条の規定により納入のあつた月の翌月10日までに県に払い込むことになっているにもかかわらず、この取納状況は前述したとおり、法定納期内のものは27%にすぎず、特に西部地区の市町村については、

納人より受領しているにもかかわらず県への払込みが2~3月も遅れている現状である。

これは適法行為であり、また県の資金開始の面よりして、このようないことのないよう市町村の指導を強力に推進する必要がある。

(2)・料金飲食等消費税及び軽油引取税等の実績収支については、相当努力されではいるが、従事職員の数、事務量等の関係もあり、なお、十分ではない。さらに回数を増加し、かつ早期に実施する必要がある。

(3)・収入求済額については前述したとおり、市町村が賦課権する個人の県民税が未収額の60.8%を占めている実情であるので、市町村に対し導向整理方を強く要請されたい。また、県民事務所取扱い分のうち、整理未済額は26.4%を占めており、前年度に比し1,586千円増加(増加率128%)しておる。これが整理につき一層の努力をする必要がある。(中、四部)

ア 西部総合事務所管内管理について

府令改定の民営による輸込みについては從来の監査で指摘したところであるが、なお未解決であるのをさらに努力されたい。

イ 東部県民税事務所は直上級監査であるが、モルタル並り内閣本部等が高層した段階が感ぜられるので配慮の要がある。

財团法人 鳥取県福祉事業団 昭和40年7月12日監査

監査委員 桃田庄二
岡中平
小野谷
斎藤

1 昭和39年度中の主要事業の実績状況

(1) 施設者休憩施設(湖畔荘) 監査事業
前年度に引継ぎ、湖畔荘上院跡に新しく1,269床の施設の新設貸付をうけて建設し、当年度に45,320,000円の工事費、備品費等を支払っている。

施設の概要是、別表のとおりである。

(2) 商店街農業組合センター監査事業
前年度に於て計画していた商店街農業組合センターは、農地等の開

係で施工が遅っていたが、当年度に於てこれが區し合ひがつき、鳥取市若狭街道商店街施設組合より142坪の敷地の賃貸料付をうけて建設し、28,309,871円の工事費、備品費、委託料等を支払っている。

施設の概要は別表のとおりである。

(3) 労働者住宅建設事業

境港市役所に建設予定の労働者住宅は、年金福利事業団からの融資が決定し、監査日現在設計等建設準備中であった。建設の概要は別表のとおりである。

(4) 事業の運営

(A) 休養施設及び泊宿從業員福祉センターの完成に伴い、10月、11月よりそれぞれ運営を開始している。

(B) 昭和39年8月、県立施設(大山観光会館及びしかの和泉庄)の管理運営を県より受託し、経営にあたっている。

8月以降、当年度における利用状況等は、次のとおりである。なほ、県との契約に従い、管理運営費は全額県より交付を受け、収入は全額県に納付しているので、差引、大山観光会館で4,788,585円、しかの和泉庄で563,359円を県に納入したこととなる。

| 区 分 | 大山観光会館 | しかの和泉庄 |
|---------|--------|--------|
| 雇 用 人 数 | 17人 | 7人 |
| 就 勤 日 数 | 243日 | 233日 |
| 就 勤 定 期 | 76人 | 60人 |
| 泊 宿 | 18,468 | 13,980 |
| 利 用 人 数 | 5,752 | 1,595 |

| 内 用 本 | 31,000 | 11,486 |
|-----------|------------|-----------|
| 就 勤 定 期 | 156人 | 77人 |
| 就 勤 可能延人員 | 13,043 | 17,941 |
| 利 用 人 員 | 3,417 | 5,437 |
| 利 用 率 | 10,430 | 50,390 |
| 金 額 | 128人 | 77人 |
| 就 勤 定 期 | 31,104 | 17,941 |
| 就 勤 可能延人員 | 4,758 | 8,095 |
| 利 用 人 員 | 15,3% | 45,1% |
| 内 用 本 | 22人 | 5,126 |
| 就 勤 定 期 | 60人 | — |
| 就 勤 可能延人員 | 14,580 | — |
| 利 用 人 員 | 3,398 | — |
| 利 用 率 | 23,3% | — |
| 收 入 | 6,110,286円 | 925,055円 |
| 使 用 料 | 401,877 | 48,748 |
| 食 料 | 15,168,504 | 3,113,556 |
| 賃 貸 料 | 1,307,500 | — |
| 收 入 | 20,990,087 | 4,067,359 |
| 使 用 料 | 16,201,502 | 3,524,000 |
| 食 料 | 4,788,585 | 563,359 |

(注) 1 「宿泊」欄には、特設和室を除く。

2 休憩・会議、特設和室借付の収支定額は、2棟に1人として算定したものである。

また、園施設における物品販売業務の当年度の状況は次のとおりである。

| 区 分 | 販売枚数 | 必要經費 | 差引累計付金 |
|--------|-----------|-----------|---------|
| 大山観光会館 | 3,882,253 | 3,027,448 | 854,806 |
| しかの和泉庄 | 350,113 | 273,035 | 77,028 |

(別表)

施設の内容

| 区 分 | 労働者休憩施設 | 酒店從業員福祉センター | 労働者住宅 |
|------|--|--|--|
| 施設名 | 湖畔荘 | 鳥取市湖畔湖庄センタ | 未定 |
| 設置場所 | 東伯郡合町上池原 | 鳥取市寺町 | 境港市役所 |
| 収容人員 | 宿泊 100人 休憩 150人 | 宿泊 46人 休憩 100人 | 54戸構 |
| 備考 | 敷地 1,269坪 建物 1階コンクリート3階建 554坪 大広間、食堂、更衣室、休憩室、食堂 | 敷地 1,128坪 建物 1階コンクリート3階建 238坪 大広間、食堂、更衣室、休憩室、食堂 | 敷地 2,000坪 建物 1階コンクリート3階建 810坪 1月当 15坪 18戸×3戸 |
| 備考 | 昭和39年9月完成 並用敷地面積355千円 (38年度分22,055) (39年度分22,320) | 昭和39年10月完成 並用敷地面積28,310千円 (39年度分28,310) | 現在建築準備中 計画敷地面積74,581千円 |

(別表)

貸借対照表

昭和40年3月31日現在

2 経営状況
本事業團における経営は、本部を一般会計として、官庁会計及び企業会計方式の2本道で実施しており、各施設はそれぞれ特別会計として企

業会計方式により独立採算で実施し、県よりの実耗料金は別途に實行金計方式により行なわれている。

本部(一般会計)の昭和39年度末の状況は別紙のとおりで、当年度において119,923円の剰余金を生じており、前開かららの総勘定会計232,415円とあわせ合計352,356円を翌年度に繰越している。

3 留意事項
(1) 県より委託された施設の利用状況は前述のとおり低率であるので、その利用率の向上について、広報、宣伝等今後さらに工夫し継続努力する必要がある。

| 内 用 本 | 1,049,981 | 311,755 |
|---------|-----------|---------|
| 現 金 損 金 | 511,499 | 22,097 |
| 未 収 金 | 500,000 | 89,698 |
| 未 収 収 益 | 56,482 | 200,051 |
| 既定資産 | 173,027 | 98,575 |
| 器具及び備品 | 62,727 | 7,073 |
| 投資有価証券 | 100,000 | 91,801 |
| 電気施設利用料 | 10,500 | 500,000 |
| 利 益 留 金 | 152,538 | |

| (参考) (収入) 一般会計収入支出決算書 | | | | |
|--------------------------|------------|------------|-------------|---|
| 科 目 | 予 算 額 | 収入済額 | 差引増減 | 備 考 |
| 織越剰余金 | 232,415 | | | |
| 当期剰余金 | 111,923 | | | |
| 施設勘定 | 160,010 | | | |
| 湖畔莊 | 160,000 | | | |
| 合 | 1,223,008 | 1,223,008 | | |
| 財産収入 | 38,000 | 88,016 | 50,016 | 利子収入 |
| 県補助金 | 17,449,000 | 12,120,471 | △ 5,328,529 | |
| 建設費補助 | 2,180,000 | 1,980,000 | △ 200,000 | |
| 運営費補助 | 14,648,000 | 9,847,175 | △ 4,800,825 | 休養施設分 8,405千円 福利セントラル 1,442,175円 運動場取得税 |
| 公課費補助 | 621,000 | 293,295 | △ 327,704 | 労働者住宅の関係者より 羽合町より 2,600千円 高店会より 1,442,175円 福利セントラル低当権設定 登記手数料 |
| 寄附金 | 9,880,000 | 4,624,400 | △ 5,255,600 | |
| 運営費寄附金 | 600,000 | 500,000 | △ 100,000 | |
| 建設費〃 | 8,845,000 | 4,042,175 | △ 4,800,825 | |
| 公課費〃 | 437,000 | 82,225 | △ 354,775 | |
| 法人運営費 | 2,487,075 | 1,980,000 | △ 507,075 | |
| 役員会費 | 836,343 | 500,000 | △ 336,343 | |
| 事務局費 | 1,650,732 | 88,016 | △ 1,562,716 | |
| 当期剰余金 | 119,923 | 38,982 | △ 80,941 | |
| 合 | 2,606,998 | 2,606,998 | | |

(注) 本部のみ。名施設及び受託事業分を除く。

以下各表とも同様。

| 損益計算書 | |
|-------------------------------|-----------|
| (自 昭和39年4月1日 至 昭和40年3月31日) | |
| 借 方 | 貸 方 |
| 法人運営費 | 2,487,075 |
| 役員会費 | 836,343 |
| 事務局費 | 1,650,732 |
| 当期剰余金 | 119,923 |
| 合 | 2,606,998 |

剰余金処分計算書

1 当年度未処分剰余金 352,338円

(1) 繼越剰余金

232,415円

(2) 当期剰余金

119,923円

合

151,034,000

76,109,871

74,581,000

143,129

合

151,034,000

76,109,871

額5,818,477円で、予算に比し2,853,477円の増収となつてている。
これは資金の効率的運用による受取利息の増である。

イ 支出のうち、販賣費用決算額は142,551,125円で、予算額に比し12,850,875円、販賣外費用決算額は145,977,277円で、予算額に比し、525,723円と、それぞれ不規則を生じている。これらは、経費削減によるもの、あるいは資金計画の良好により不用となつた一時借入金の利子等である。

(B) 貨物的取支の状況

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 翌年度繰越額 | 増減 不用額 |
|----|-------------|--------------|------------|--------------|
| 収入 | 172,011,000 | 52,000,000 | | △ 20,011,000 |
| 支出 | 171,961,000 | 148,756,379 | 16,527,132 | 6,897,489 |
| 差引 | | △ 96,756,379 | | |

ア 収入は、企業債52,000,000円のみであり、昭和31年度公募債として山陰合河銀行から借入したものを昭和39年5月31日に償換したものである。

決算額の予算額に対する割は、日野川発電所建設に伴う企業債の未償入20,000,000円、その他11,000円である。

イ 支出は、建設改良費7,964,815円、企業債償還金(元金)136,5

比較(百分率)損益計算書

| 科目 | 昭和37年度 | | 昭和38年度 | | 昭和39年度 | |
|--------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|------------|
| | 金額 | 対予算比 | 金額 | 対予算比 | 金額 | 対予算比 |
| 営業収益 | 265,655,579 | 100.0 | 312,468,840 | 107.3 | 312,377,006 | 107.3 |
| 営業費用 | 124,536,615 | 43.6 | 152,687,345 | 106.5 | 142,551,125 | 114.5 |
| 営業利益 | 161,318,964 | 56.4 | 179,781,495 | 111.4 | 169,825,880 | 105.3 |
| 営業外収益 | 3,458,998 | 1.2 | 6,430,221 | 185.9 | 2.1 | 5,056,030 |
| 営業外費用 | 164,777,982 | 57.6 | 186,211,716 | 113.0 | 174,881,910 | 106.1 |
| 当年度純利益 | 158,497,175 | 55.4 | 153,176,180 | 96.6 | 49.0 | 46,999,277 |
| 当年度純利益 | 6,280,787 | 2.2 | 33,055,536 | 526.0 | 10.6 | 27,882,635 |

費用構成比較表

| 科目 | 昭和37年度 | | 昭和38年度 | | 昭和39年度 | |
|-------|---------|------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 金額 | 比率 | 金額 | 比率 | 金額 | 比率 |
| 給料手当 | 43,356 | 15.0 | 312,468,840 | 107.3 | 312,377,006 | 107.3 |
| 賃金 | 629 | 0.2 | 0.4△ | 0.2 | 0.4 | |
| 退職給与金 | 2,800 | 1.0 | 0.9 | 0.1 | 0.6 | |
| 法定福利金 | 2,747 | 0.9 | 0.8 | 0.1 | 0.5 | |
| 厚生福利金 | 212 | 0.1 | 0.1 | 0 | 0 | |
| 旅費 | 2,418 | 0.8 | 0.9△ | 0.1 | 0.1 | |
| 消耗品費 | 3,114 | 1.1 | 0.9 | 0.2 | 0.2 | |
| 備付費 | 5,664 | 2.0 | 1.5 | 0.5 | 12.5 | |
| 修理費 | 10,788 | 3.7 | 3.4 | 0.3 | 0.3 | |
| 文具料 | 5,602 | 1.9 | 1.7 | 0.2 | 0.2 | |
| 減価償却費 | 146,993 | 50.8 | 53.5△ | 2.7 | 50.1 | |
| 差引 | 62,311 | 21.5 | 21.4 | 0.1 | 26.4 | |
| 差額 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

69,250円、出資金及び積付金(割引電気電線機器購入)194,000円、他会計への長期貸付金(工水へ540,000円、埋立へ5,548,314円)4,053,514円であり、建設改良費のうち日野川発電所建設分は予算額20,310,000円のうち15,507,132円を翌年度へ繰越している。

不用額の主なものは、建設改良費1,867,053円(改良工事改正めにより不用)、他会計への長期貸付金4,823,686円(工水、埋立の工事進行状況により不用)等である。

ウ 収入支出差引不足額は、当年度分損益勘定留保資金62,317,083円(減価償却費62,311,130円、雑損失5,935円)と翌年度分損益勘定留保資金1,439,296円及び積付金立金33,000,000円で補てんしている。

(2) 損益計算書

| 科目 | 昭和37年度 | | 昭和38年度 | | 昭和39年度 | |
|------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 対予算比 | 金額 | 対予算比 | 金額 | 対予算比 |
| 営業収益 | 2,930 | 1.0 | 2,930 | 1.0 | 2,930 | 1.0 |
| 営業費用 | 289,550 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(3) 剰余金計算書

剰余金のうち利益剰余金は、新築勘定金の前年度繰入額33,000,000円で、全額を構成する財産として処分している。このはかに、過年度損益修正として、特定資本(退職及び修繕引当金)の定期預金利息に対する期間計算(昭和39年度分)による増加額822,469円がある。この結果当年度末総分利益剰余金は29,394,463円となつてている。

(4) 剰余金処分計算書

当年度末処分利益剰余金29,394,463円のうち29,000,000円を繰り戻金として処分し、残額394,463円を翌年度へ繰越すこととしている。

(5) 資本対照表

貸借対照表における主な事項は次のとおりである。

(A) 有形固定資産は、当年度において報加額8,432,215円、減少額53,000円で、年度末現在高は2,679,328,744円となり、一方、積立

額は当年度59,162,073円、累計1555,776,741円で年次変動額は未満額は2,293,530,667円となつていて。

(B) 純元払定資本は、当年度において電話加入権が20,500円増加しにかか、5,149,057円の償却を行ない、当年度末現在額は50,548,501円となつていて。

(C) 投資及び基金は、当年度において利回り電気債券194,000円及び他会計への長期貸付金4,088,314円が増加している。

(D) 流動資産は、当年度において未収金及び保管有価証券が増加し、現金預金、特定資金、及び貯蔵品が減少した結果、差引122,529,442円の減となつていて。

(E) 固定負債は、当年度において退職給与引当金及び建築準備引当金が2,285,066円増加している。

(F) 流動負債は、当年度において未払金が減少し、未払費用及びその他の流動負債が増加した結果、差引119,074,361円の減となつていて。

(G) 資本金のうち、自己資本金は、当年度において減額積立金より組入れた33,000,000円が増加し、累計248,794,391円となり、借入資本は、当年度において企業債の償還、償換により84,509,250円の減となり累計2,141,171,703円となつていて。

(6) 資金の状況

(A) 当年度における資金収支は、受入資金444,045,337円に対し、支払資金は403,678,365円で、差引40,366,972円が翌年度資金として繰越されている。

(B) 内部留保資金は、当年度において損益勘定留保資金（減価償却

引当金、特定資金等）で69,042千円、利益剰余金等で28,071千円、

合計113千円であり、累計1735,441千円となつていて。これに対し留保資金の使用は、当年度において96,493千円で計64,469千円になり、差引内部留保資金は100,972千円（うち特定資金分29,640千円）となつていて。

二 工業用水利事業

1 事業の概況

本事業は、日野川総合開発事業の一環として水道を管路ダムに求め、米子市八幡附近で取水し、境港市、米子市及び日吉津村一円に期待される工業団地に160,000t/dayの工業用水を給水しようとするものであり、昭和38年より国の補助（補助率22%）を受け実施の段階になつたものである。

当年度は、前年度から継続となつていて取水設備及び構築物等の委託設計を完了し、用地取得については、配水管路のうち県道に併設する部分について合併施行により用地取得を行なつていて。また、当年度においてダム建設費の分担等を行なつていてが、事業費のうち、151,421,000円については、用地取得及び着工承諾を得るため交渉が年度内に実績しなかつたため40年度に繰越してい。

2 経営の状況

(1) 決算報告書

本事業は建設中であるため、資本的収支のみである。

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 翌年度繰越額 | 増減不用額 |
|----|-----------------------------|------------|-------------|---------------|
| 収入 | (31,540,802) 238,550,802 | 64,375,682 | | △ 174,175,120 |
| 支出 | (31,540,802) 238,550,802 | 80,811,888 | 151,421,000 | △ 6,357,914 |
| 差引 | △ | 16,436,204 | | |

(注) () は前年度よりの継続額（内訳）である。

A 収入のうち、企業債は45,000,000円、長期借入金（電気事業及び一般会計から）1,674,239円、国庫補助金17,603,000円、資金の利息98,443円であり、予算額に出し174,175,120円の減となつていてが、これは事業の実態が予定どおり進行しなかつたためである。

イ 支出は、建設元であり、貯水工事費、附帯費、測量調査費等である。

ウお、用地取得費、取水工事費、配水工事費等151,421,000円は組合40年度に繰越している。

(2) 貸借対照表

貸借対照表における主な事項は、次のとおりである。

(A) 有形固定資産は、当年度分80,713,445円増加し、累計94,739,300円を建設貯蓄に計上している。

(B) 流動資産は、現金預金12,406,203円、未収金1,008,599円、その他流動資産（保留在庫証券）403,000円である。

(C) 流動負債は、未払金25,205,784円、その他流動負債21,103,794円（国庫補助金20,670,000円、その他43,794円）である。

(D) 資本金は、借入資本金として企業債が55,000,000円、他会計

入金7,247,524円（一般会計から6,707,524円、電気事業から540,000円）である。

(3) 資金の状況

当年度における資金収支は、受入資金82,813,171円に対し、支払資金は、70,406,968円で、差引12,406,203円が翌年度資金として繰越されている。

三 建立事業

1 事業の概況

本事業は、日野川総合開発事業の一環として境港一万トン岸壁施設工事に並行し、その後に浚渫土砂等を利用して境港外港地区に1,481,700平方メートル(449,000坪)を埋立して、埠頭用地及び工業用地を造成し、企業の誘致を計ろうとするものである。

当年度は、前年度から継続となつていて陸岸工事を完了し、引渡していく。埋立工事及びコルゲート・バイアによる護岸工事の一環を実施している。

なお、完成後の造成地の一部については、株式会社大谷運輸所を誘致することが決定した。

2 経営の状況

(1) 決算報告書

本事業は建設中であるため、資本的収支のみである。

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 差年寄附額 | 増減不充額 |
|----|-----------------------------|-------------|------------|------------|
| 収入 | (13,924,160) 311,275,106 | 323,550,365 | | 16,375,785 |
| 支出 | (13,924,160) 311,275,106 | 779,427,066 | -1,450,000 | -1,450,000 |
| 差引 | | 24,721,745 | | |

(注) () は前年度よりの繰越額(内部)である。

ア 収入のうち、企業債は293,003,000円、長期借入金(電気事業及び一般会計から)25,316,253円、資金の預金利息、34,768円であり、預金額に比し12,075,795円の増加しているが、前年度に決定になつた企業債を当年度収入したためである。

イ 支出は、建設費294,104,821円、企業償還金4,524,195円である。なれ埋立工事及び護岸工事等の一部11,490,901円は昭和40年度に帳簿している。

(2) 貸付対照表

貸付対照表における主な事項は、次のとおりである。

(A) 有形固定資産は、当年度分282,170,113円増加し、累計458,741,986円を建設貯定期に計上している。

(B) 流動資産は、現金預金10,938,281円、未収金87,994円、その他流動資産(保証金(預託券)262,000円である。

(C) 流動負債は、未払金25,830,609円、その他流動負債288,765円である。

(D) 資本金は、借入資本金として企業債が361,231,945円、他会計借入金82,678,942円(一般会計か679,150,626円、電気事業から)ある。

543,314円)である。

(3) 資金の状況

当年度における資金収支は、受入資金382,722,790円に対し、支出資金は371,784,569円で、差引10,938,281円が翌年度資金として繰越されている。

(4) 費事項

(1) 下算の執行については、地方公営企業法施行令第18条により執行計画を定め、これにより執行することとなつていて、電気、工業用水道及び埋立の各事業において、年度内の歳る時点においては、執行計画予算を超過した支出項目があり、事後において予算措置がとられているものがある。下算超過支額は同令第18条第5項により禁止されており、支出額が行な以前において費用流用、予備費支出又は補正予算等により措置した後支出すべきである。

(2) 地方自治法の改正により、使用中の物品の賃貸責任は、その物品を使用している職員にあることとなつたが、この規定は企業職員についても適用されるものである。企業局においては、物品取扱員に対し一括交付(貸与)しているが、適当でないでの早急に更正する必要がある。

(3) 工事請負契約について、前年度の決算書査定見當で指摘した契約方法について、特殊な工事以外は競争入札により実施されていた。

なお、保証金(入札及び契約)の免除にあたり、その免除理由を記工何に具体的に記載するようされたい。

(4) 工事台帳、契約原簿等の指標簿で整理不充分なものがある。早急に整理する必要がある。

中 央 病 院(含学院) 昭和40年8月3日監査
監査委員 浜 田 庄 二 平 高 佐
同 中 田 玉 喜
同 小 谷 勝
同 新 見

厚 生 病 院(含学院) 昭和40年8月4日監査
監査委員 浜 田 庄 二 平 高 佐
同 中 田 玉 喜
同 小 谷 勝

1 事業の概況
県立病院は、昭和38年度までは官厅会計方式によつて経営されて来たが、昭和39年4月1日から地方公営企業法の一部適用(財務規定等の一部)をうける指定事業となり、県民医療の需要に応じて県民福祉の増進に努めるとともに、病院事業の合理的な経営を図ることを目的とし、その企業内容を明らかにする経営方式のもとに、中央、厚生の二病院の管理運営が行なわれるようになつた。
各病院別利用状況等は次のとおりである。

| 区分 | 中央病院 | | 厚生病院 | | 200床 |
|---------|---------|----|---------|----|------|
| | 病床数 | 結核 | 病床数 | 結核 | |
| 一 一般 | 264床 | 56 | — | — | 34 |
| 結核 | — | 20 | — | — | 24 |
| 計 | 340 | | | | 58 |
| 入院外業 | 84,522人 | | 61,803人 | | |
| 年間利用患者数 | 146,269 | | 80,846 | | |
| 計 | 250,881 | | 142,651 | | |
| 一日平均患者数 | 232人 | | 169人 | | |
| 入院外業 | 483 | | 268 | | |
| 計 | 715 | | 457 | | |
| 一般病床 | 73.6% | | 78.7% | | |
| 結核病床 | 54.3 | | — | | |
| 計 | 55.0 | | 55.2 | | |
| 一般病床 | 68.2 | | 72.4 | | |
| 結核病床 | | | | | |

(注) 1 病床利用率は、定床数により算出したが、厚生病院における一般病床の実際使用数は183床である。

2 伝染病床数は、一部専病棟よりの差引のものである。

2 経営等の状況

(1) 決算報告書

(A) 収益的収支の状況

| | | | |
|------------------|-----------|-----------|----------|
| 入 出 支 引 | 45,544.50 | 45,225.45 | 2,521.45 |
| | 52,544.50 | 51,866.45 | |

ア 収入のうち、医業外収益は決算額は349,734,846円で、予算額に比し2,280,154円の減、医業外収益は決算額4,550,698円で、予算額に比し207,698円の増、石墨鉛販賣所収益は決算額9,083,700円で、予算額に比し72,300円の減となっている。

イ 支出のうち、医業費用決算額は378,814,925円で、予算額に比し2,963,075円の減、医業費用所費用決算額は9,083,700円で、予算額に比し72,300円と、それぞれ不用額を生じており、医業外費用は決算額27,327,032円で、予算額に比し183,032円の超過支出となっている。これは、中央病院において固定資産（自動車及び消防機械）の売却損及び病院使用料の不納欠損処分を譲損失として計上したためである。

(B) 資本的収支の状況

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 増減・不変額 |
|----|-------------|-------------|--------|
| 収入 | 77,645,000 | 77,655,003 | 10,003 |
| 支出 | 81,334,000 | 81,331,512 | -2,488 |
| 差引 | △ 3,689,000 | △ 3,676,500 | |

ア 収入は、企業債45,000,000円（全額厚生病院分）、一般会計出資金30,002,728円（企業債元金償還相当額及び建設改良費等分

| 区分 | 中央病院 | 厚生病院 | 計 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 医業収益 | 191,413,420 | 158,321,424 | 349,734,846 |
| 医業費用 | 223,935,018 | 117,9 | 154,879,907 |

ア 収入支出差引不足額は3,676,500円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんしているが、これを病院別にみると、中央病院は12,000円の収支差を生じ、厚生病院は3,688,609円の不足を生じおり、厚生病院あわせて3,676,500円となっている。

(2) 損益計算書

医業収益349,734,846円に対し、医業費用378,814,925円で、差引医業損失29,080,079円となり、これに医業外収益15,634,398円を加え、当年度純損失は15,445,581円となるが、このほかに医業外費用が36,410,732円あるので、差引51,866,413円が当年度純損失である。

各病院との状況は次のとおりである。

として、中央病院は1,82,125円、厚生病院は13,713,800円、開設貢金返済代金は1,500円、清算金100,000円及び貸付料は4,430,775円（日本赤十字社の元利償還相当額）である。

支出は、建設改良費61,586,445円（中央病院研究改修34,781,400円、厚生病院昇降機器機器購入等56,805,045円）、企業債元金償還17,314,292円（中央病院11,612,728円、厚生病院5,701,564円）、貸付勘定貸賃償還金2,430,775円（日本赤十字社元利償還金）である。

| | | | | | | |
|--------|------------|------|-------------|------|------------|------|
| 医業損失 | 32,521,598 | 17.0 | △ 3,441,519 | 2.2 | 29,080,079 | 8.2 |
| 医業外収益 | 9,063,579 | 4.7 | 4,570,819 | 2.9 | 13,634,398 | 3.9 |
| 当年度損損失 | 23,458,019 | 12.3 | △ 8,012,338 | 5.1 | 15,445,681 | 4.4 |
| 医業外費用 | 15,198,537 | 7.9 | 21,212,155 | 13.4 | 36,410,732 | 10.6 |
| 当年度損損失 | 38,656,556 | 20.2 | 13,199,857 | 8.3 | 51,656,413 | 14.8 |

これらの損益の内容を検討してみると次のとおりとなっている。

ア 支払利息を含む費用の構成は次表のとおりであり、中央病院においては、給与費48.7%、材料費32.7%と直費目で81.4%を占めている。厚生病院においては、給与費39.4%、材料費29.9%で、直費目で69.3%を占めている。

減価償却費は中央病院5.4%、厚生病院9.8%、支払利息は中央病院3.4%、厚生病院10.3%で、給与費材料費とは逆に厚生病院

が高率を示している。これは厚生病院が新設もない為である。次にこれら各医療費を全国同様の医療費の平均構成比（昭和38年度分）と比較してみると、給与費では中央病院3.5%の高率、厚生病院6.8%の低率となり、材料費では中央病院3.9%、厚生病院5.7%と共に低率となり、減価償却費では中央病院2.1%、厚生病院6.5%と共に高く、支払利息は中央病院0.7%低く、厚生病院1%の高率となっている。

イ 医業収益100円に対する費用は、中央病院で121円16銭、厚生病院で109円6銭を要している。

これら費用のうち、主なものは給与費が中央病院で59円5銭、厚生病院で42円96銭、材料費が中央病院39円55銭、厚生病院32円58銭、減価償却費が中央病院6円54銭、厚生病院10円73銭支払利息が中央病院4円17銭、厚生病院11円24銭となっている。

| 科目 | 区分 | 中央病院 | 厚生病院 | 計 | 全国同様平均構成比 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 医業収益 | 191,413 | 100,000 | 158,321 | 100,000 | 100円~400円 |
| 給 手 費 | 64,278 | 27.7 | 33,58 | 22.1 | 24.16 |
| 当 年 度 貢 金 | 37,805 | 16.3 | 19,75 | 13.3 | 102,527 |
| 通 勤 給 与 金 | 3,427 | 1.5 | 2,362 | 1.4 | 14.47 |
| 法定福利費 | 6,327 | 2.7 | 3,803 | 2.2 | 60,715 |
| 小 計 | 113,031 | 48.7 | 59,05 | 39.4 | 42.96 |

| 区分 | 中央病院 | | | 厚生病院 | | | 全国医療施設平均 | | |
|-------------|-----------|-----|----|------|-----------|-----|----------|-----|-----------|
| | 職員一人当り平均額 | 基本給 | 手当 | 計 | 職員一人当り平均額 | 基本給 | 手当 | 計 | 職員一人当り平均額 |
| 内 科 | 14 | 25 | 16 | 51 | 16 | 36 | 41 | 93 | 25.43 |
| 外 科 | 10 | 11 | 18 | 39 | 28 | 31 | 51 | 80 | 20.43 |
| 医 師 | 24 | — | 33 | 57 | 33 | 10 | 27 | 50 | 30.43 |
| 看 護 婦 | 10 | 12 | 16 | 38 | 27 | 27 | 54 | 82 | 25.43 |
| 助 理 員 | 8 | 4 | 49 | 57 | 43 | 57 | 100 | 100 | 21.50 |

(注) 全国医療施設平均額は、昭和38年度分である。

* 医師等職員は年度末現在において、中央病院198名(職員4、学院3を含む)、厚生病院134名(職員8、学院2を含む)で、定員に対しそれぞれ17名、2名の欠員を生じている。

各職種別の状況は、次のとおりである。

| 区分 | 中央病院 | | | 厚生病院 | | | 全国医療施設平均 | | |
|------|------|--------|------|------|--------|------|----------|--------|------|
| | 定員 | 現員 | 過不足 | 定員 | 現員 | 過不足 | 定員 | 現員 | 過不足 |
| 事務職員 | 28 | 24 | △4 | 4 | 18 | △10 | 17 | 11 | △6 |
| 医師 | 25 | 21 (1) | △4 | 15 | 15 | △0 | 15 (2) | 15 | △0 |
| 看護婦 | 88 | 85 | △3 | 62 | 61 (2) | △1 | 61 (2) | 59 (2) | △2 |
| 平均年令 | 32.7 | 30.4 | 32.7 | 32.7 | 30.4 | 32.7 | 32.7 | 30.4 | 32.7 |

(注) 「全国医療施設平均構成比」は、昭和38年度分である。

* 職員数は年度末現在において、中央病院198名(職員4、学院3を含む)、厚生病院134名(職員8、学院2を含む)で、定員に対しそれぞれ17名、2名の欠員を生じている。

各職種別の状況は、次のとおりである。

| 区分 | 中央病院 | | | 厚生病院 | | | 全国医療施設平均 | | |
|--------|-------|-----|------|-------|-----|------|----------|-----|------|
| | 耳鼻咽喉科 | 皮膚科 | 泌尿器科 | 耳鼻咽喉科 | 皮膚科 | 泌尿器科 | 耳鼻咽喉科 | 皮膚科 | 泌尿器科 |
| 事務職員 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 8 | 8 | 9 | 9 |
| 看護婦 | 10 | 10 | 16 | 16 | 16 | 26 | 27 | 26 | 26 |
| その他の職員 | 4 | 4 | 7 | 7 | 11 | 11 | 12 | 12 | 12 |
| 合計 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 |

(注) ① 「その他」には、学校職員を含む。

2 () 倍は、園職及び非常勤職員(内勤)である。

* 職員一人当たり平均給与月額等は、次表のとおりで、中央病院42.758円、厚生病院41.296円となっている。

| 区分 | 中央病院 | | | 厚生病院 | | | 全国医療施設平均 | | |
|--------|------|----|----|------|----|----|-------------|-------------|-------------|
| | 入院 | 外院 | 外来 | 入院 | 外院 | 外来 | 入院 | 外院 | 外来 |
| 内科 | 14 | 25 | 16 | 18 | 36 | 41 | 3004円~4004円 | 2004円~3004円 | 3004円~4004円 |
| 外科 | 10 | 11 | 18 | 20 | 28 | 31 | 2004円~3004円 | 2004円~3004円 | 2004円~3004円 |
| 医師 | 24 | — | 33 | 33 | 17 | 17 | 24.465円 | 27.912円 | 33.520円 |
| 看護婦 | 10 | 12 | 16 | 18 | 26 | 30 | 5.424円 | 6.578円 | 6.609円 |
| 事務職員 | 9 | 7 | 18 | 10 | 27 | 17 | 21.065円 | 24.356円 | 22.192円 |
| その他の職員 | 24 | — | 33 | 33 | 17 | 17 | 8.933円 | 10.981円 | 10.049円 |
| 合計 | 8 | 4 | 49 | 43 | 57 | 47 | 2.600円 | 3.125円 | 3.059円 |

(注) 「全国別医療平均額」は、昭和38年度分である。

* 患者一人一日当たり収益及び費用は次のとおりで、中央病院は収益829円に対し費用970円となつてお、厚生病院は収益1,110円

卷之三

卷之三

一
連理関係について

(A) 延長時間において、船員の賃金の他、乗組生（乗組物）の生活費、消耗品を賃料により支拂はなし、其又、外費用（旅費等）として当該年の船員賃定に計上しているが、旅費が賃金における旅費の増加額

(過年度損益帳上)として整理すべきである。

3,584円であり、その内訳は次のとおりである。
これら扶養金の回収については、相当努力されておるが、さらに上
大検討し、収入率の向上に尽力することともに、今後本年の発生防止方
策について検討書送されたい。

宋史卷之三

| 中央病院 | 臨床実績 | | | 産科実績 | | | 合計 | | |
|--------|------|-----------|-----|-----------|-------|----------|-----|-----------|----|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 昭3.4年実 | 2 | 17,151 | 14 | — | — | — | 2 | 17,151 | 14 |
| 3.5 | 98 | 305,656 | — | — | — | — | 98 | 305,656 | — |
| 3.6 | 155 | 479,620 | — | — | — | — | 155 | 479,620 | — |
| 3.7 | 211 | 1,072,463 | — | — | — | — | 211 | 1,072,463 | — |
| 3.8 | 122 | 202,687 | 14 | 88,556 | 136 | 291,24 | — | — | — |
| 小計 | 586 | 2,077,777 | 14 | 88,556 | 602 | 2,166,33 | — | — | — |
| 3.9 | 297 | 1,594,329 | 427 | 1,767,922 | 724 | 3,362,25 | — | — | — |
| 合計 | 886 | 5,672,106 | 441 | 1,866,478 | 1,326 | 5,528,58 | — | — | — |

(C) 建設費負担の責任工事の契約に取し、起業とした理由を工間に
明記(非営利)することも、税金免除の理由(非営利)も起業
すべきである。

(1) たな詫を行なう場合に、担当職員のみにて実施しているが、当該事務に關係のない者を立会させるとともに、いわゆる審査させるべき

である（中央研究院）
(E) 中央研究院において、昭和39年5月に一般会計より58,445.902円を年度に返済として精入れし、活動負担の定期積入金に計上していたに

が、年度末に於て、資金の組合により返済せず翌年度に繰り越すために固定負債の他会計借入金に換算えていた。この取扱いについては、既に負債の一時借入金に計上すべきものと思われる所以遺憾せられたい(F)中央、厚生省において、材料等の購入事務の取扱いにあって

いる点があるので検討のうえ、統一する要がある。

(II) 厚生省院において資産購入した際に、領收日に遅らに資産に計上するの項があるにもかかわらず、これに対する「費用の属」には対応する規定がないこと、また、各病院ごとの「被服貸与規定」の統一規則その他の規定の整備について検討を要されたい。

すべきところ、相当期間の〆を生じているものがある。これは財政（当年度内需留保資金を輸てん財政として使用）との關係上避けたまゝであるが、当年度内需留保資金を財源とする場合には、予算編成及び執行等についてとくに慎重を期せられたい。

(A) 患者の年齢状況の同年齢との比較は次のとおりで、42.128人の結果

少となつてゐる。この原因は種々あると思われるが、医師の活動が多いこともその一つと考えられる。医師の確保及び定着のため、医師公会の建設、任用面の格付等について配意されたい。

また着達職員については、正看、准看、助手の割合は 5・3・2（勘定措置として 4・4・2）の厚生省基準に比して、頗テツカチと

なっている(中央7・2・1、厚生4・5・1)。これらの職員を暫次適正配置することについて検討されたい。

年譜題者數

| | | 38年度 | 39年度 | 増減 | 38年度 | 39年度 | 増減 |
|----|--------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------|---------------------|------------------------|-----------------|
| 入院 | 中央厚生院計 | 104,182 62,251 166,433 | 84,592△ 61,803△ 146,395△ | 19,590△ 448 20,058 | 285 170 455 | 232△ 169△ 401△ | 5△ 5△ 5△ |
| 外来 | 中央厚生院計 | 157,019 92,206 249,225 | 146,289△ 80,848△ 227,137△ | 10,750 11,358 22,088 | 513 305 818 | 483△ 268△ 751△ | 3△ 3△ 6△ |
| 合計 | 中央厚生院計 | 261,201 154,457 415,658 | 230,881△ 142,651△ 373,532△ | 30,320 11,806 42,126 | 798 475 1,273 | 715△ 437△ 1,152△ | 8△ 3△ 12△ |

(B) 費用構成等の状況については前述したところであるが、全国の市町村の規模自治体病院その他を参考とし、企業としてあるべき姿に至るまでの費用のバランス化につとめられたい。

(C) 社会保険診療報酬支払基金等から過度算定となつた状況は、前述のとおりであるが、このうち算点額は医業収益の減（損失）となるもの

で成績の発生訂正に努力されたい。

目（例えば泌尿器科）については、他の医療施設との関連において統合又は医師をパートに切り替える等の方法によつて経営の合理化をするよう検討されたい。